

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会
委員長 森田 卓也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第74号議案 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

本市の組織機構の見直しに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 組織機構改編による課の新設及び名称変更に伴い、関係する条例を改正する。
- 2 組織機構改編の視点
 - (1) 市民サービスの向上を図る組織編成
 - (2) 新たな行政課題等に対応する組織機構
 - (3) 行財政改革をさらに推進する組織機構
- 3 組織機構改編の概要
 - (1) 地域安全課の名称変更
地域安全課の名称を防災企画課に改め、さらなる防災対策の強化を図る。
 - (2) 行革アセットマネジメント推進室の新設
経営企画課内に行革アセットマネジメント推進室を設置し、公共施設等のアセットマネジメントと行政改革を総合的に推進する。
 - (3) 健康福祉部の再編
健康課の保健福祉政策係を福祉課に移管し、名称を保健福祉総務係に変更する。保健福祉計画の推進を初め、保健福祉に関する総合的な企画調整等を行う。また、新たに生活支援課を設け、福祉課から生活保護係、自立生活支援係を移管し、生活困窮者支援と自立生活支援の強化を図る。健康課は、健康推進係を2係に分け、健診係が健康診断や予防接種の事務を、健康サポート係が保健指導、栄養指導等を担当する。
 - (4) 都市建設部の再編
都市計画課は、指導係と都市政策係を新設する。建設課は、名称を施設整備課に改め、市街地整備係の名称を施設整備係に変更する。また、用地補償係を維持管理課に移管し、名称を用地係とする。
 - (5) 産業政策室の新設
商工観光課内に産業政策室を設置し、産業分野における横断的施策の企画立案を行う。

(6) 子ども育成課の再編

幼児教育係の名称を幼児教育保育係に改める。また、新たに幼児施設支援係を設置し、保育所及び認定こども園との連携、指導の強化を図る。

(7) 子ども支援課の再編

適応指導係は、名称を子ども支援係に改め、子ども相談係からスクールソーシャルワーカー、子どもの権利相談室を移管し、子ども支援施策に係る政策立案を行う。

4 今回の組織機構改編により、10部44課78係から10部47課83係となる。

【意見】

(賛成意見)

- ・防災対策では、想定外の災害に対する備えを含めた本市の指針を示すこと、行革アセットマネジメント推進室では、今後の公共施設の更新の方向性について、フルセット主義から広域的な視点で取り組むことを要望する。また、産業分野では、人やものの動向を的確に把握し、道の駅の来訪者170万人を495号沿線へ誘導する具体策を打ち出すこと、幼児教育・保育事業では、保護者の悩みにきめ細かく対応する相談体制の強化を要望する。
- ・産業振興では、観光による域外からの資金流入に期待した経済の活性化には限界があり、市域内で地域経済を回す仕組みや産業について議論してほしい。幼児教育・保育事業では、保育所での事件の反省を踏まえ、保護者等の相談に対し、保育コンシェルジュ等が十分に機能する体制整備など、定住施策のかなめとなる本事業の充実を図るため、所管部署に必要な人員の配置を要望する。
- ・産業政策室の設置については、本市の産業振興において重要な役割を担うものであると考える。外部団体との連携においては、各部署の役割を十分に説明し、混乱が生じないように配慮する必要がある。課や係の役割、全体のまとめ役や最終的な責任の所在を明らかにし、産業振興のさらなる推進を図ってほしい。
- ・本市は子育て支援を政策の柱に据えており、担当部署の多忙な現状に対し、人員の配置をもっと厚くするべきと考える。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第75号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例及び宗像市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

第76号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例及び宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、令和元年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 職員の給料表の引き上げ

若年層に重点を置いた平均0.1%の給料表の引き上げを行う。

2 賞与の引き上げ

三役及び議員は、期末手当を令和元年12月は0.05月分引き上げ、令和2年度以降は6月と12月それぞれ1.7月分とする。職員の勤勉手当を令和元年12月は0.05月分引き上げ、令和2年度以降は6月と12月それぞれ0.95月分とする。

3 改定による影響額

1、2の改定は、平成31年4月に遡及し適用され、その影響額は、三役分は期末手当14万円と共済費2万円、議員分は期末手当52万円、職員分は給料、勤勉手当、共済費等で2,769万円程度である。

4 住居手当の見直し

住居手当の支給対象となる家賃の支払い額の下限を月額12,000円から16,000円に引き上げる。また、住居手当の月額上限を27,000円から28,000円に引き上げる。住居手当の見直しは令和2年4月1日から適用する。

5 今回は国や県、近隣自治体の状況に合わせ、一般職の職員の給与等に関する条例の改正と、市長等の給与及び議員の議員報酬等に関する条例の改正は議案を分け提案があった。市長等の給与及び議員の議員報酬については、これまでも人事院の勧告に従い改定していることから、今回も同様とする。

〔第75号議案〕

【意見】

(賛成意見)

- ・若い年齢層に重点を置いた改正である点は評価するが、中高年齢層の職員も、子どもの教育費等の負担が大きいことを考慮するべきである。また、再任用、任期付職員等も極めて重要な戦力であり、労働条件の向上について今後検討の余地があると考える。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第76号議案〕

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第77号議案 赤間小学校（第1、第2、第3）学童保育所の指定管理者の指定について

赤間小学校（第1、第2、第3）学童保育所の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 赤間小学校第1学童保育所 外2学童保育所
- 2 団体の名称等 赤間地区コミュニティ運営協議会
会長 ^{しもだ}下田 ^{とよふみ}豊文
宗像市赤間二丁目3番1号
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

- 4 赤間小学童保育所は、平成30年度から2年間のモデル事業として赤間地区コミュニティ運営協議会が指定管理者に指定されている。モデル事業期間の検証では、利用者の満足度は高く、地域においては、同運営協議会の構成団体が学童保育所の児童と交流することで、「地域の子どもは地域で育てる」という理念の浸透、機運醸成が図られている。
- 5 同運営協議会の取り組みでは、学童保育所の行事として児童が地域の歴史を学び、地域の祭りに参加するなど、地域住民との触れ合いの中で日々の活動が広がっており、引き続き同運営協議会を学童保育所の指定管理者として指定することは、利用する児童、地域の双方に大きな効果が期待できることから、非公募により選定する。
- 6 宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会においては、地域が連携し充実した保育を提供していることや、保護者が相談しやすい環境が整えられていることなど、同運営協議会の取り組みが高く評価され、「指定管理者候補者として適格」との選定結果が市に答申されたことを受け、同運営協議会を指定管理者とする。
- 7 市全体の学童保育事業の第4期指定管理期間と終期をそろえるため、今回の指定の期間は2年間とする。
- 8 赤間小学童保育所の施設の老朽化については、アセットマネジメント推進計画による長寿命化を図りながら、安全管理上必要な改修等を行っていく。学童保育所の運営に影響する施設の不具合については、早急に補修する。

【意見】

(賛成意見)

- ・地域の子どもは地域で育てるという考えに大賛成である。地域が学童保育所の指定管理者の指定を受けるメリットやリスクについて、吉武小学童保育所から始まった6年間の取り組みを総括し、この取り組みがさらに広がることを期待する。
- ・執行部の答弁からは、赤間地区コミュニティ運営協議会の事業効果を評価し、ほかの学童保育所にも広げていくという思いが伝わってこない。選定委員会の意見にもあるように、夏休み等の地域人材の確保や連携をしっかりと行い、福岡教育大学、日赤看護大学の学生との連携を進めることで、地域の子どもは地域で育てる意識がより一層強まり、市内のほかの学童保育所にも広がることを期待する。
- ・コミュニティ運営協議会が指定管理者になることについては大賛成であるが、学童保育所の管理運営に指定管理者制度はそぐわないと考えている。また、選定委員会の意見にもあるように、福岡教育大学や日赤看護大学の学生との連携が推進されることを期待する。
- ・吉武小、赤間小学童保育所は、コミュニティ運営協議会を中心に昔の宗像方式に近い運営がされており評価する。この取り組みがコミュニティの負担とならないよう、学童保育事業に対する本市の方針を明確にしてほしい。赤間小学童保育所は、指導員の研修の充実や、経営努力による余剰金を活用した本や備品の整備等に特徴があり、この成果についてほかの指定管理者とも情報共有を図ってほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。